

鴻巣市における学校部活動の地域移行に関する概案



背景・課題

●少子化（鴻巣市生徒数H19・3528人→R5・2685人）
●休日を含めた部活動や経験のない部活動指導による**学校教職員の負担**（勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える中学校教職員の割合R4.6月・11.5%）
⇒**生徒のニーズに応える部活動の実現と学校の働き方改革の推進**が喫緊の課題

国や県の動向

令和2年9月
令和3年6月6日
令和3年8月9日
令和4年12月
令和5年7月7日
令和6年3月

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革／文部科学省
運動部活動の地域移行に関する検討会議提言／スポーツ庁
文化部活動の地域活動に関する検討会議提言／文化庁
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）
埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る指針の策定に向けた基本的な考え方（方針）について（通知）／埼玉県教委
埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定について（通知）

学校部活動

令和5年度以降
休日部活動を段階的に地域移行

地域クラブ等へ

県の方針

【基本理念】 「学校と地域で育む子供たちの未来」
【目的】 地域クラブ活動の整備・充実に図ることにより、生徒に多様な活動機会を提供する（基本的な方向性）
・ 地域クラブ活動を段階的に整備・充実することにより、中学校部活動や習い事に加えて、生徒が**多様なスポーツ・文化芸術活動**を自ら選択できる環境を提供する
・ まずは、**休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続**する
【体制移行期間】
（1）活動環境整備期間
令和5年度から令和7年度までを「活動環境整備期間」とし、各市町村が国の補助金等を活用して休日の地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める
（2）活動環境定着期間
令和8年度から令和10年度までを「活動環境定着期間」とし、各市町村が地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る
※ただし、令和8年度以降の国の動向によっては、必要に応じた見直しを検討する。

市のスケジュール案

R5 R6 R7 R8 R9 R10

活動環境整備期間 活動環境定着期間

アンケートの実施・分析
懇話会の設置
運営方針推進計画ガイドライン等策定
休日の部活動地域移行に係る実証モデル開始
休日の部活動の地域移行を順次拡大
平日の部活動の地域移行に向けた検討を継続
保護者・生徒・地域等への周知

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動
【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）
指導者 当該校の教師
参加者 当該校の生徒
場所 当該校の施設
費用 用具、交通費等の実費
補償 災害共済給付

学校部活動の地域連携
■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保
指導者 部活動指導員等、関係校の教師（※アソシエイト等の人材を含む）
参加者 関係校の生徒
場所 拠点校の施設
費用 用具、交通費等の実費
補償 災害共済給付

休日の地域クラブ活動
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）
■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。
運営団体・実施主体 ①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む）
②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、NPO・青少年団、体育・NPO・NPO等、競技団体、PTA・NPO、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者 地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者 地域の生徒（※他の世代と一緒に参加する場合を含む）
場所 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用 可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償 各種保険等

活動体制
市区町村（市町村） 運営団体・実施主体 中学校
総合型地域スポーツクラブ スポーツ協会 地域での多様な主体
文化芸術団体 スポーツ協会 地域での多様な主体
大学 アソシエイト
民間事業者
※市区町村が自ら運営主体となることもある

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）
■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

1 市区町村
2-1 総合型地域スポーツクラブ
2-2 民間事業者等
3-1 学校の部活動
3-2 合同部活動

学校部活動の地域連携
※国に示されているような体制を整備することが望ましい場合
○中学校 部活動指導員 指導
△中学校 部活動指導員 指導
□中学校 部活動指導員 指導
（単体の）部活動 合同部活動
地域の人材 地域の人材
地域の部活動 地域の部活動

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインより（文科省）